

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項（第三十九条において準用する同法第十四条第二項）の規定により、川西町から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

令和六年五月十日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（数値地形図データ修正）

二 測量の地域 川西町結崎及び保田地区

三 測量の終了年月日 令和六年三月二十二日